

名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 平成23年分の所得税の更正加算税の賦課決定
通知書の処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(津税務署長)

平成28年1月29日棄却・上告

(第一審・津地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年8月27日判決、本資料26
5号-131・順号12714)

判	決
控訴人	甲
被控訴人	国
代表者法務大臣	岩城 光英
処分行政庁	津税務署長 池田 永
指定代理人	藤枝 祐人 土田 徹 土田 悟士 森 清二 鈴木 健太郎

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 津税務署長が平成25年6月28日付けで控訴人に対してした平成23年分所得税の更正及び加算税の賦課決定を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 控訴人について、平成17年7月●日、破産手続開始決定があった。控訴人は、平成24年3月15日、津税務署長(以下「処分行政庁」という。)に対し、総所得金額をマイナス339万8482円、還付金の額に相当する税額を216万8743円とする平成23年分の所得税の確定申告(以下「本件確定申告」という。)をした。処分行政庁は、平成25年6月28日付けで、控訴人に対し、本件確定申告には事業所得等の金額に誤りがあるとして、事業所得等の金額を算定して更正するとともに、加算税の賦課決定(以下「本件加算税賦課決定処分」といい、両処分を総称して「本件増額更正処分等」という。)をし、総所得金額を5875万6641円、納付すべき税額を1758万5200円とする平成23年分の所得税の更正処分(以下「本件増額更正処分」という。)をした。なお、処分行政庁は、これら処分に先立ち、平成24年5月

24日付けで、控訴人に対し、総所得金額をマイナス339万8482円、還付金の額に相当する税額を273万2343円とする平成23年分の所得税の更正処分（以下「本件減額更正処分」という。）をした。控訴人は、本件増額更正処分等について審査請求をしたが、国税不服審判所長は、これを棄却する裁決をした。

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、控訴人が自ら経営するC病院（以下「本件病院」という。）の病院事業（以下「本件病院事業」という。）について、控訴人が、平成16年6月30日、本件病院事業に係る診療報酬債権を有限会社A（以下「A」という。）に譲渡し、平成17年8月1日、控訴人に対する合計1億4631万1764円の債権（以下「本件債権」という。）を有するA及び有限会社B（以下、「B」といい、両社を総称して「Aら」という。）との間で、本件病院事業に係る診療報酬を差し押さえず、本件病院の再開院に協力する代わりに、Aの代表である乙（以下「乙」という。）らに損はさせない旨の約束（以下「本件約束」という。）を確定させ、同月19日に、控訴人が控訴人の破産管財人（以下「本件管財人」という。）から、本件管財人が管理する本件病院事業を譲り受け（以下「本件事業譲渡契約」という。）、控訴人、本件管財人及びAの間で、本件管財人が上記の診療報酬債権譲渡について否認権を放棄し、控訴人及びAが本件管財人に対し和解金として400万円を支払う旨の和解契約（以下「本件和解契約」という。）が成立しており、控訴人は、本件約束、本件事業譲渡契約及び本件和解契約（以下、総称して「本件三契約」という。）により、本件病院事業を譲り受けて再開したから、控訴人がAに対して平成17年7月21日から平成20年2月14日までの間に支払った合計1億4631万1764円（以下「本件金員」という。）の支払について、「自己が便益を受けるために支出する費用」（所得税法施行令7条1項3号ホ）として繰延資産（所得税法2条1項10号）に該当するとして、本件金員の支払を必要経費として認めなかった本件増額更正処分等について違法であると主張して、その取消しを求める事案である。

原審は、本件訴えについて控訴人に訴えの利益があるのは、本件増額更正処分のうち本件確定申告で示された総所得金額を超える部分及び本件減額更正処分で示された還付金の額に相当する税額を下回る部分についてのみであると判断して、本件訴えのうち総所得金額マイナス339万8482円を超えない部分及び還付金の額に相当する税額273万2343円を超える部分の取消しを求める訴えを却下し、本件金員の支払についてAに対する債務の弁済にすぎず、「自己が便益を受けるために支出する費用」とは認められないと判断して、その余の訴えに係る本訴請求を棄却した。そこで、控訴人が控訴した。

2 当事者の主張は、3のとおり、控訴人の当審における補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 当事者の主張」の1ないし4に記載するのとおりであるから、これを引用する（ただし原判決の5頁26行目末尾に「控訴人が繰延資産に該当すると主張する本件金員のうち1億2700万円を除く部分については、後記（2）のとおり支払の事実を認めることができず、また、本件金員の支払については、同（3）のとおり「自己が便益を受けるために支出する費用」に当たらず、そうすると、繰延資産には該当しないから、事業所得の計算上控除する必要経費として認められない。」を加える。）。

3 控訴人の当審における補充主張

本件約束に加え和解契約書（甲21）をもって、BのEに対する届出済みの債権が取り下げられたことにより、その保証債務である控訴人の債務も消滅したのであるから、控訴人の破産手続におけるAらの破産債権についての債権額は0円となったのである。その旨記載された破

産債権表の記載には確定判決と同一の効力がある。そうすると、本件金員の支払については、控訴人のAらに対する債務の弁済ではなく、控訴人が本件病院事業を再開して「自己が便益を受けるために支出する費用」として繰延資産に該当し、本件増額更正処分等において必要経費として認められるべきものである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の本訴請求に係る訴えのうち、原判決主文1項に係る訴えは訴えの利益を欠き不適法であり、その余の訴えに係る請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正し、2のとおり、控訴人の当審における補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1ないし3に記載するとおりであるから、これを引用する。

原判決の9頁11行目の「そして」から14行目の「認められる。」までを、次のとおり改め、同行目の「なお、」を削除する。

「本件金員の支払については、支払の事実は認められるものの、「自己が便益を受けるために支出する費用」に当たらず、事業所得の金額の算定上控除すべき必要経費にならないことは、(2)以下で検討するとおりである。そうすると、被控訴人の主張(2)は理由がないが、同(3)は理由があるから、控訴人の事業所得は、被控訴人の主張(1)ア(ア)のとおりであると認められる。そして、証拠(甲1、2、乙1、2、5、8ないし10)及び弁論の全趣旨を総合すると、被控訴人の主張(1)のその余の部分についても理由があると認められる。したがって、本件増額更正処分については適法であり、それを前提とする本件加算税賦課決定処分もまた適法である。」

- 2 控訴人は、和解契約書(甲21)によりAらの破産債権が0円となった旨、その旨記載した破産債権者表の記載には確定判決と同一の効力がある旨、そうすると、本件金員の支払については、控訴人のAらに対する債務の弁済ではなく、控訴人が本件病院事業を再開して「自己が便益を受けるために支出する費用」として繰延資産に該当し、本件増額更正処分等において必要経費として認められるべきものである旨縷々主張する。

しかし、上記和解契約書に係る和解契約により取り下げられた債権は、Eの破産手続においてBが届け出た同社のEに対する債権であって(甲21)、Aが控訴人の破産手続において届け出た同社の控訴人に対する債権が取り下げられたものではない。そうすると、控訴人の主張する事情及び上記和解契約書をもってしても、本件金員の支払について「自己の便益を受けるために支出する費用」とは認められず、本件増額更正処分等について違法であるということとはできない。控訴人は、その他縷々主張するが、その事情をもって上記説示を左右するものではない。

- 3 以上により、控訴人の本訴請求に係る訴えのうち原判決主文1項に係る訴えは不適法であるから却下し、その余の訴えに係る請求は理由がないから棄却すべきである。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判官 前澤 功
裁判官 鈴木 幸男